

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	法令番号	平成27年法律第53条						
手続名	建築物のエネルギー消費性能適合性判定	根拠条項	第12条第3項						
審査基準	<p>○ 建築物エネルギー消費性能基準 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）)</p>								
	受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	14日	目次
						標準経由期間	日	No.	